

## 補助金交付申請にかかる Q&A

質問	回答
専ら対象事業所が対象サービスを提供するために使用している自動車とは。	訪問介護員等による利用者宅への訪問に使用する目的として、8割程度以上使用されている車両が対象です。デイサービスの送迎車として併用している場合は対象外です。
法人所有以外の車も対象か。	職員の自家用車により訪問介護サービス等を実施している場合は対象です。
リース車両は対象か。	対象です。
バイクで利用者宅を訪問しているが対象か。	ガソリンを使用している車両(ハイブリット車含む)は対象です。(電気自動車、自転車は対象外)
職員の自家用車を使用する場合、燃油代は従来から定額支給している。今般の高騰分は加味していないが対象となるか。	補助金の趣旨は、今般の燃油高騰分を負担している事業所への補助を行うものです。従来からの定額支給に変更がないなど、高騰分を事業所が負担している事が説明できない場合は対象となりません。
複数の事業所において同一の車を使用している場合どうなるか。	主たる事業所において申請してください。(重複申請不可)
同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービスを一体的に行っている場合どちらが優先か。	最初に指定を受けた分野(高齢者又は障がい者)において申請してください。(重複申請不可)
同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービスを一体的に行っている場合、算定した常勤換算職員数を用いて介護、障がい、それぞれ申請してよいか。	介護サービスと障がい福祉サービスを双方を一体的に運営(人員基準上の常勤換算職員数を兼ねている)している場合、算定された職員数が介護、障がい合わせた申請可能台数となります。従ってこれを重複して使用し、事務所としての常勤換算数を超える申請を行うことは出来ません。 (例)一体的に運営する介護事業所、障がい福祉サービス事業所の常勤換算職員数が3名で、車両5台、主として使用するサービスが障害の場合。 → 障がいにおいて、常勤換算職員3人分の3台を申請可能。既に障がい福祉サービスで算定上使用した3人分を再度介護サービスで使用して、残り2台の申請を行うことはできません。
補助金はいつ交付されるのか。	11月の予定です。ご指定の口座に振り込みます。